

平成30年第2回定例会（9月議会）

予算特別委員会福祉環境分科会提出資料
福祉環境委員会提出資料

—— 補正予算・議案関係 ——

平成30年9月14日

健 康 福 祉 部

目 次

◎ 補正予算関係

1	国民健康保険事業	(国保・医療指導室)	1
2	地方独立行政法人秋田県立病院機構支援事業	(医務薬事課)	2
3	医療提供体制整備費補助事業	(医務薬事課)	4
4	周産期医療体制整備事業	(医務薬事課)	6
5	医療従事者養成事業	(医務薬事課)	7

◎ 議案関係

1	秋田県社会福祉会館条例の一部を改正する条例案の概要	(地域・家庭福祉課)	8
2	秋田県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案等の概要	(長寿社会課)	11
3	秋田県介護医療院の施設に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案の概要	(長寿社会課)	13
4	医療法施行条例の一部を改正する条例案の概要	(医務薬事課)	15
5	地方独立行政法人秋田県立病院機構への財産の出資及び定款変更について	(医務薬事課)	16

事業概要

国保・医療指導室

事業名	内 容
<p>国民健康保険事業 (新)国保ヘルスアップ事業)</p> <p style="text-align: center;">3,685千円</p> <p>(国 3,685)</p>	<p>1 事業目的 市町村保健事業の推進に必要な助言や支援を行うため、市町村毎、地域毎の健康課題の現状分析を行い、国保財政の安定化を図るとともに、健康寿命日本一に向けた取組を推進する。</p> <p>2 実施主体 県</p> <p>3 事業内容</p> <p>(1) 国保特定健診データ等分析委託 3,618千円 国保データベースシステム等を活用し、医療費や疾病構造の地域特性の把握や健診結果の地域特性等の地域課題の現状分析を行う。</p> <p>(2) 研修会開催費等 67千円 市町村の担当者を対象とする研修会を実施し、上記分析内容を踏まえて、保健事業の推進に必要な助言を行う。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 10px; margin-top: 10px;"> <p><u>具体的な分析内容</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・市町村別・地域別の疾病毎の医療費分析 ・健診結果の地域特性分析 ・健診の受診者・未受診者別の医療費動向 ・高額医療費発生者の保健指導履歴分析 ・後発医薬品の利用状況分析 ・重複服薬の状況分析 <p><u>分析データの活用について</u> 分析結果を市町村に情報提供し必要な助言を行うなど、今後の保健事業の推進に向けた活用を図る。</p> </div>

脳血管研究センターの機能強化等に係る工事計画の概要について

医務薬事課

■増築までの運用 (H27年度～H30年度)

- 脳研センターと旧成人病医療センター建物を渡り廊下で結合し、暫定運用
- 暫定運用に支障がないよう両建物の医療情報システムの結合・増設を行うとともに、必要な管理委託・保守委託契約を行う。
- 循環器疾患患者の外来診察は、現脳研センターで行い、検査・手術・入院診療は、旧成人病医療センター建物で行う。
- 脳研センターの駐車場整備のため旧衛生看護学院を解体

■増築工事 (H29年度～H30年度)

- 脳研センターの増築工事完了後、脳・循環器疾患の検査・手術・入院診療を増築部分で行う。
- 増築部分で使用する医療機器は、移設や新規購入で対応。
- 旧成人病医療センター(建物)については、無償譲渡済。
- 旧成人病医療センター(土地)の出資と循環器・脳脊髄センター名称変更に係る定款変更を、平成30年第2回定例会(9月議会)に提案。

■改修工事 (H31年度)

- 外構工事、駐車場管制設備工事、現脳研センター建物に係る空調配管・外壁等、改修・修繕工事を実施。
- 上記作業と並行して、旧成人病医療センター建物の解体工事を行う。

旧衛生看護学院	旧成人病医療センター (県から借受け)	脳研センター
解体	心臓リハビリ室	動物実験室
	手術室、中央材料室	研究室
	病棟	病棟
	病棟	病棟
	心臓撮影室、CT、RI	SCU、手術室、カテ室
	事務室	放射線科、救急処置室
	カテール室	渡り廊下
		外来、検査、栄養、薬剤、医事

旧成人病医療センター	増築部分	脳研センター
心臓リハビリ室	機械室	動物実験室
手術室、中央材料室	一般病棟 (43床)	研究室等
病棟	SCU (8床)	回復期リハビリ病棟 (48床)
病棟	一般病棟 (35床)	一般病棟 (38床)
病棟	ICU (12床)、手術室、カテール室、放射線科、救急処置室等	SCU、手術室、カテール室
心臓撮影室、CT、RI		放射線科等
事務室		外来、検査、栄養、薬剤、医事
カテール室		

増築部分	脳研センター
機械室	動物実験室
一般病棟 (43床)	研究室等
SCU (8床)	回復期リハビリ病棟 (48床)
一般病棟 (35床)	一般病棟 (38床)
ICU (12床)、手術室、カテール室、放射線科、救急処置室等	機能訓練室
	放射線科等
	外来、検査、栄養、薬剤、医事

- *4F・5Fに急性期病床を配置する。
- *ICU(12床)、手術室およびカテール治療室を設置し、救急部門を一本化する。
- *放射線科の一部(一般、CT、MRI、核医学)を設置する。
- *新病棟と既存棟は1F、2F、3Fで連絡する。

※ICU：集中治療室
SCU：脳卒中集中治療室

病床数計	184床
ICU	12床
SCU	8床
一般	116床
回復期	48床

(単位：億円)

1	旧衛生看護学院解体(駐車場整備)経費	2.4 (2.2)	【2.2】	4	脳研増築工事経費	63.3 (51.2)	【53.7】	6	既存棟改修・修繕工事経費	16.3 (16.3)	【16.3】
2	旧成人病医療センター暫定運用経費	2.8 (2.8)	【2.8】	内訳 (再掲)	本体工事費	53.6 (43.7)	【46.8】	7	旧成人病医療センター解体(通路整備)経費	— (0.4)	【0.4】
3	旧成人病医療センター医療機器等承継経費	5.2 (5.2)	【5.2】		附帯工事費	7.6 (5.4)	【4.8】	※旧成人病医療センター解体経費については、H29年1月23日福祉環境委員会提示額には含まれていない。解体工事費は未積算である。			
					設計費、工事監理費	2.1 (2.1)	【2.1】				
				5	医療機器等購入・移転経費 (サイクロロン等)	42.1 (42.0)	【42.0】				
※1 上段の額は平成29年1月23日福祉環境委員会提示額 ※2 下段の()内の額はH30年当初予算時点での見込額 ※3【 】内の額は現時点での見込額 ※端数調整あり											
■ 総事業費									132.1 (120.1)	【122.5】	

※これらの経費については計画に基づく概算額を含んでおり、設計・入札等において変動する。
※消費税率は8%としている。

■整備スケジュール

※H31.3.1増築棟供用開始予定

	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度
旧衛生看護学院	解体工事設計	解体工事・整地			
脳血管研究センター	基本設計	実施設計	公告 入札	増築工事 医療機器・医療情報システム整備 既存棟大規模修繕工事設計	外構工事等 既存棟大規模修繕工事
旧成人病医療センター	※暫定運用期間(渡り廊下設置)			解体工事設計	解体工事・整地

事業概要

医務薬事課

事業名	内容																														
<p>医療提供体制整備費補助事業</p> <p style="text-align: center;">76,293千円</p> <p>(国 56,717) (県 19,576)</p>	<p>1 事業目的 救急医療や災害医療等の特殊な医療等に関する地域医療提供体制の充実・強化を図るため、医療機関の施設・設備整備に対して助成する。</p> <p>2 事業内容 (1) 医療機関等設備整備費補助事業 46,122千円 (国からの内示に伴う補正)</p> <p style="margin-left: 40px;">①救命救急センター設備整備事業 ・補助率 2/3 (国1/3、県1/3) (単位：千円)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-left: 40px;"> <thead> <tr> <th>対象施設</th> <th>事業費</th> <th>基準額</th> <th>補助額</th> <th>購入予定機器</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>秋田赤十字病院</td> <td>29,791</td> <td>251,640</td> <td>16,882</td> <td>・超音波診断装置 ・ベッドサイドモニタ ・医療用ベッド 他</td> </tr> </tbody> </table> <p style="margin-left: 40px;">②病院群輪番制病院及び共同利用型病院設備整備事業 ・補助率 2/3 (国1/3、県1/3) (単位：千円)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-left: 40px;"> <thead> <tr> <th>対象施設</th> <th>事業費</th> <th>基準額</th> <th>補助額</th> <th>購入予定機器</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>雄勝中央病院</td> <td>178,200</td> <td>21,600</td> <td>12,240</td> <td>磁気共鳴画像装置(MRI)</td> </tr> </tbody> </table> <p style="margin-left: 40px;">③NBC災害・テロ対策設備整備事業 (救命救急センター等が整備する核・生物剤・化学剤による災害及びテロ等に対する機器の整備への助成) ・補助率 10/10 (国1/2、県1/2) (単位：千円)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-left: 40px;"> <thead> <tr> <th>対象施設</th> <th>事業費</th> <th>基準額</th> <th>補助額</th> <th>購入予定機器</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>秋田赤十字病院</td> <td>11,800</td> <td>33,148</td> <td>10,030</td> <td>・除染テントシステム ・化学防護服ユニット</td> </tr> </tbody> </table>	対象施設	事業費	基準額	補助額	購入予定機器	秋田赤十字病院	29,791	251,640	16,882	・超音波診断装置 ・ベッドサイドモニタ ・医療用ベッド 他	対象施設	事業費	基準額	補助額	購入予定機器	雄勝中央病院	178,200	21,600	12,240	磁気共鳴画像装置(MRI)	対象施設	事業費	基準額	補助額	購入予定機器	秋田赤十字病院	11,800	33,148	10,030	・除染テントシステム ・化学防護服ユニット
対象施設	事業費	基準額	補助額	購入予定機器																											
秋田赤十字病院	29,791	251,640	16,882	・超音波診断装置 ・ベッドサイドモニタ ・医療用ベッド 他																											
対象施設	事業費	基準額	補助額	購入予定機器																											
雄勝中央病院	178,200	21,600	12,240	磁気共鳴画像装置(MRI)																											
対象施設	事業費	基準額	補助額	購入予定機器																											
秋田赤十字病院	11,800	33,148	10,030	・除染テントシステム ・化学防護服ユニット																											

④遠隔医療設備整備事業

・補助率 1/2 (国1/2)

(単位：千円)

対象施設	事業費	基準額	補助額	購入予定機器
JCHO秋田病院	16,485	13,940	6,970	総合病理検査情報システム

(2) 医療機関等施設整備費補助事業 30,171千円
(国からの内示に伴う補正)

①有床診療所等スプリンクラー等施設整備事業

○スプリンクラー設備

・補助率 10/10 (国10/10)

(単位：千円)

対象施設	事業費	算定基礎額	補助額
渡部外科内科(湯沢市)	30,132	27,650	27,650

○火災通報装置

・補助率 10/10 (国10/10)

(単位：千円)

対象施設	事業費	算定基礎額	補助額
白坂内科胃腸科医院(能代市)	299	310	299
木村医院(能代市)	346	310	310
城東整形外科(秋田市)	282	310	282
渡部外科内科(湯沢市)	298	310	298
計 4施設			1,189

②へき地診療所施設整備事業

・補助率 1/2 (国1/2)

(単位：千円)

対象施設	事業費	基準額	補助額	整備内容
阿仁診療所	39,916	2,665	1,332	阿仁診療所の新築移転

※平成30年度、31年度の2か年事業

事業概要

医務薬事課

事業名	内容																														
<p>周産期医療体制整備事業</p> <p style="text-align: center;">46,251千円</p> <p>(国 25,422) (人 20,829)</p> <p>[県民の医療の確保に関する臨時対策基金]</p>	<p>1 事業目的 県民が等しく周産期医療の提供を受けられ、安心して出産できるような環境を整備するため、総合周産期母子医療センター等への支援を図る。</p> <p>2 事業内容 (国からの内示に伴う補正)</p> <p>(1) 総合周産期母子医療センター設備整備事業 41,658千円</p> <p>・補助率 2/3 (国1/3、県1/3)</p> <p style="text-align: right;">(単位：千円)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>対象施設</th> <th>総事業費</th> <th>基準額</th> <th>補助額</th> <th>購入予定機器</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>秋田赤十字病院 ①小児医療施設設備</td> <td style="text-align: center;">42,133</td> <td style="text-align: center;">42,120</td> <td style="text-align: center;">23,868</td> <td>・回診用X線撮影装置 ・保育器</td> </tr> <tr> <td>②周産期医療施設設備</td> <td style="text-align: center;">32,136</td> <td style="text-align: center;">31,394</td> <td style="text-align: center;">17,790</td> <td>・超音波診断装置 ・麻酔注入管理ポンプ</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">74,269</td> <td style="text-align: center;">-</td> <td style="text-align: center;">41,658</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 地域周産期母子医療センター運営費補助事業 2,136千円</p> <p>・補助先 国立大学法人秋田大学 (秋田大学医学部附属病院)</p> <p>・補助額 2,136千円</p> <p>・補助率 国1/3</p> <p>・対象経費 運営費</p> <p>(3) 産科医療機関施設設備整備事業 2,457千円</p> <p>・補助率 国1/2</p> <p style="text-align: right;">(単位：千円)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>対象施設</th> <th>総事業費</th> <th>基準額</th> <th>補助額</th> <th>購入予定機器</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>北秋田市民病院</td> <td style="text-align: center;">4,914</td> <td style="text-align: center;">16,725</td> <td style="text-align: center;">2,457</td> <td>保育器</td> </tr> </tbody> </table>	対象施設	総事業費	基準額	補助額	購入予定機器	秋田赤十字病院 ①小児医療施設設備	42,133	42,120	23,868	・回診用X線撮影装置 ・保育器	②周産期医療施設設備	32,136	31,394	17,790	・超音波診断装置 ・麻酔注入管理ポンプ		74,269	-	41,658		対象施設	総事業費	基準額	補助額	購入予定機器	北秋田市民病院	4,914	16,725	2,457	保育器
対象施設	総事業費	基準額	補助額	購入予定機器																											
秋田赤十字病院 ①小児医療施設設備	42,133	42,120	23,868	・回診用X線撮影装置 ・保育器																											
②周産期医療施設設備	32,136	31,394	17,790	・超音波診断装置 ・麻酔注入管理ポンプ																											
	74,269	-	41,658																												
対象施設	総事業費	基準額	補助額	購入予定機器																											
北秋田市民病院	4,914	16,725	2,457	保育器																											

事業概要

医務薬事課

事業名	内 容
<p>医療従事者養成事業 (新 勤務環境改善促進事業)</p> <p style="text-align: center;">1,960千円</p> <p>(⊕ 1,960)</p> <p>[地域医療介護総合確保基金]</p>	<p>1 事業目的 医療従事者の確保・定着を図るため、医療機関が行う勤務環境の改善に要する経費について支援する。</p> <p>2 事業内容 医療勤務環境改善支援事業費補助金 1,960千円 勤務環境改善計画を策定した医療機関を対象に、計画を実行するために必要な備品購入等の費用を補助する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・補助先 由利本荘医師会病院 ・補助対象 入浴用電動ストレッチャー・バスタブ ・補助率 1/2 <div style="border: 1px dashed black; padding: 10px; margin-top: 20px;"> <p>※ 勤務環境改善計画 医療法の規定に基づき厚生労働省が定めた「医療勤務環境改善マネジメントシステムに関する指針」に従い、医療機関が、働き方の改善、医療従事者の健康の支援、働きやすさの確保のための環境の整備等に関する現状分析と課題抽出を行い、その課題を解決するために策定する計画。</p> </div>

秋田県社会福社会館条例の一部を改正する条例案の概要

地域・家庭福祉課

1 改正理由

秋田県社会福社会館の利用の促進を図るため同会館の合同研修室及び調理実習室を許可を受けて使用することができる施設とするとともに、これらを使用する者から使用料を徴収する必要がある。

2 改正内容

- (1) 秋田県社会福社会館の合同研修室及び調理実習室を使用しようとする者は、知事の許可を受けなければならないこととする。（第3条関係）
- (2) 合同研修室及び調理実習室を使用する者から、次のとおり使用料を徴収することとする。（別表関係）

区 分	使 用 料 の 額			
	午前9時から 正午まで	午後1時から 午後5時まで	午前9時から 午後5時まで	午後5時後の 時間1時間につき
合同研修室	2,700円	3,600円	6,300円	900円
調理実習室	2,610円	3,480円	6,090円	870円

3 施行期日等

- (1) この条例は、平成30年11月1日から施行することとする。
- (2) この条例の施行に関し所要の経過措置を規定することとする。

秋田県社会福祉会館条例の一部改正について

1 改正の趣旨

秋田県社会福祉会館の秋田県福祉保健研修・人材センターには、研修や会議で使用している第1～第4研修室、合同研修室、調理実習室などがあるが、このうち合同研修室及び調理実習室について、次の理由により、一般に貸出しできる使用許可の対象施設に変更する。

- ①合同研修室と調理実習室の利用率が極めて低い状況になっていること
- ②一方で、既に使用許可の対象としている各会議室の利用頻度は比較的高く、希望日に使用できないこともあること
- ③合同研修室や調理実習室の利用について一般の方からの問い合わせもあるなど一定の利用が見込めること
- ④ねんりんピックを契機に、高齢者の生きがいとなる文化活動等への参加意識が高まっている中で、その活動の受け皿となる場を確保する必要があること
- ⑤今年4月に旧LL財団の業務を引き継いだことにより、研修・人材センターの研修事業が増加しているが、第1～第4研修室で概ね対応可能である見通しが立ったこと

2 改正内容

合同研修室及び調理実習室を使用許可の対象施設とし、使用料を定める。

○使用料

	面積 (㎡)	収容 人員 (人)	午前9時から 正午まで	午後1時から 午後5時 まで	午前9時から 午後5時 まで	午後5時後 の時間1時 間につき
合同研修室	184.52	117	2,700円	3,600円	6,300円	900円
調理実習室	89.76	—	2,610円	3,480円	6,090円	870円

3 使用料算定の考え方

現在、同会館において使用許可の対象としている施設は、会議室、展示ホール及び体育館となっているが、使用料の設定にあたっては類似の施設を参考に算定しており、今回の合同研修室及び調理実習室についても同様に算定した。

①合同研修室

机と椅子が固定式となっている周辺施設の使用料と収容人員から、当室と同規模と想定した場合の1時間あたり使用料を算定し、その平均額を採用した。

②調理実習室

調理室などの周辺施設の使用料と面積から、当室と同規模と想定した場合の1時間あたり使用料を算定し、その平均額を採用した。

4 施行日

平成30年11月1日

※利用者の利便性向上及び施設の有効活用を図るため、できるだけ早期に施行することとする。

秋田県社会福祉会館略図(7階～10階)

【7階】



【8階】



【9階】



【10階】



秋田県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準
を定める条例の一部を改正する条例案等の概要

長 寿 社 会 課

1 秋田県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める
条例の一部を改正する条例案について

(1) 改正理由

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（平成30年厚生労働省令第4号。以下「一部改正省令」という。）による指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号）の一部改正により、訪問介護等に係る基準に共生型居宅サービスの事業を行う障害福祉サービス事業者等に関する特例の基準を加える必要がある。

(2) 主な改正内容

次に掲げる居宅サービスに係る共生型居宅サービスに関する基準を定めることとする。

- ① 訪問介護（第18条の2及び第18条の3関係）
- ② 通所介護（第78条及び第79条関係）
- ③ 短期入所生活介護（第122条の2及び第122条の3関係）

2 秋田県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める
条例の一部を改正する条例案について

(1) 改正理由

一部改正省令による指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第35号）の一部改正により、介護予防短期入所生活介護に係る基準に共生型介護予防サービスの事業を行う障害福祉サービス事業者に関する特例の基準を加える必要がある。

(2) 主な改正内容

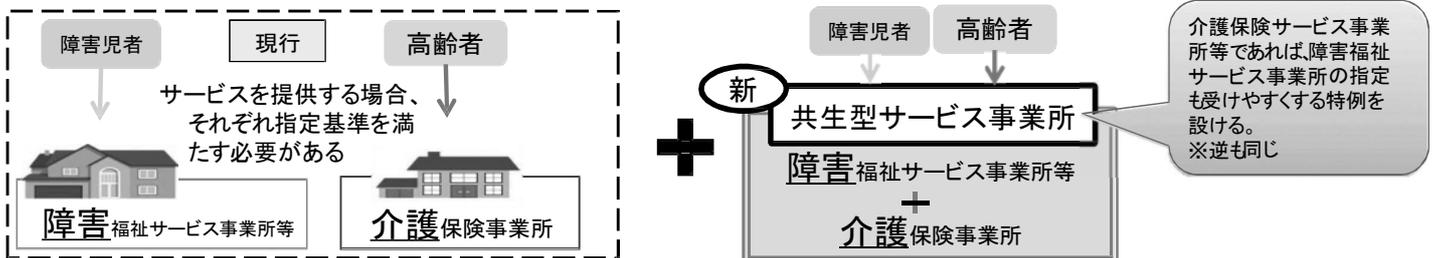
介護予防短期入所生活介護に係る共生型介護予防サービスに関する基準を定めることとする。（第113条の2及び第113条の3関係）

3 施行期日

これらの条例は、平成31年4月1日から施行することとする。

共生型サービスの趣旨等

- 平成29年の障害者総合支援法等改正（地域包括ケア強化法）では、
 - ① 障害者が65歳以上になっても、使い慣れた事業所においてサービスを利用しやすくする
 - ② 地域の実情に合わせて（特に中山間地域など）、限られた福祉人材の有効活用という観点から、デイサービス、ホームヘルプサービス、ショートステイについて、高齢者や障害児者が共に利用できる「共生型サービス」を介護保険、障害福祉それぞれに位置付けた。
- 法律上は、介護保険又は障害福祉のいずれかの居宅サービスの指定を受けている事業所が、もう一方の制度の居宅・日中活動系サービスの指定も受けやすくする、「（共生型）居宅・日中活動系サービスの指定の特例」を設けたもの。
- 「（共生型）居宅・日中活動系サービスの指定」を受ける場合の基準は、省令で定める。



共生型サービスの対象サービス

- 今般基準・報酬を設定する共生型サービスは、以下のとおりとなる。
 - ① 高齢障害者の介護保険サービスの円滑な利用を促進する観点から、介護保険優先原則が適用される介護保険と障害福祉両方の制度に相互に共通するサービス
 - ② 現行の基準該当障害福祉サービスとして位置付けられているサービス

ホームヘルプサービス	訪問介護	⇔	居宅介護 重度訪問介護	
デイサービス	通所介護 (地域密着型を含む)	⇔	生活介護(主として重症心身障害者を通わせる事業所を除く) 自立訓練(機能訓練・生活訓練) 児童発達支援(主として重症心身障害児を通わせる事業所を除く) 放課後等デイサービス(同上)	
	療養通所介護	⇔	生活介護(主として重症心身障害者を通わせる事業所に限る) 児童発達支援(主として重症心身障害児を通わせる事業所に限る) 放課後等デイサービス(同上)	
ショートステイ	短期入所生活介護 (予防を含む)	⇔	短期入所	
「通い・訪問・泊まり」といったサービスの組み合わせを一体的に提供するサービス	(看護)小規模多機能型居宅介護(予防を含む)		生活介護(主として重症心身障害者を通わせる事業所を除く) 自立訓練(機能訓練・生活訓練) 児童発達支援(主として重症心身障害児を通わせる事業所を除く)	} (通い) } (泊まり) } (訪問)
	・通い	→	放課後等デイサービス(同上)	
	・泊まり	→	短期入所	
	・訪問	→	居宅介護 重度訪問介護	

※ 障害福祉サービスには介護保険の小規模多機能型居宅介護と同様のサービスは無いが、障害福祉制度の現行の基準該当の仕組みにおいて、障害児者が(看護)小規模多機能型居宅介護に通ってサービスを受けた場合等に、障害福祉の給付対象となっている。

秋田県介護医療院の施設に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案の概要

長 寿 社 会 課

1 改正理由

地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律（平成29年法律第52号）による介護保険法（平成9年法律第123号）の一部改正に伴い、介護医療院の人員、設備及び運営に関する基準を定める等の必要がある。

2 改正内容

- (1) 題名を「秋田県介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例」に改めることとする。（題名関係）
- (2) 介護医療院の人員、設備及び運営に関する基準を定めることとする。（第3条及び第5条から第19条まで関係）
- (3) ユニット型介護医療院の人員、設備及び運営に関する基準を定めることとする。（第22条から第28条まで関係）
- (4) この条例に定めるもののほか、介護医療院の人員、設備及び運営の基準に関し必要な事項は、規則で定めることとする。（第29条関係）
- (5) 療養病床等を有する病院又は病床を有する診療所の開設者が、当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床を平成36年3月31日までの間に転換を行って介護医療院を開設する場合における当該介護医療院の建物については、耐火建築物又は準耐火建築物とすることを要しないこととする。（附則第2項関係）
- (6) 平成18年7月1日から平成30年3月31日までの間に、療養病床等を有する病院又は病床を有する診療所の開設者が、当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床の転換を行って介護老人保健施設を開設した場合であって、平成36年3月31日までの間に当該介護老人保健施設の全部又は一部を廃止するとともに、介護医療院を開設した場合における当該介護医療院の建物については、耐火建築物又は準耐火建築物とすることを要しないこととする。（附則第3項関係）
- (7) その他所要の規定の整理を行うこととする。

3 施行期日等

- (1) この条例は、平成31年4月1日から施行することとする。
- (2) 次に掲げる条例に関し所要の規定の整理を行うこととする。
 - ① 秋田県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年秋田県条例第56号）
 - ② 秋田県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（平成24年秋田県条例第57号）

介護医療院の創設（地域包括ケア強化法による改正）

見直し内容

○今後、増加が見込まれる慢性期の医療・介護ニーズへの対応のため、「日常的な医学管理が必要な重介護者の受入れ」や「看取り・ターミナル」等の機能と、「生活施設」としての機能を兼ね備えた、新たな介護保険施設を創設する。

○病院又は診療所から新施設に転換した場合には、転換前の病院又は診療所の名称を引き続き使用できることとする。

＜新たな介護保険施設の概要＞

名称	介護医療院 ※ただし、 <u>病院又は診療所から新施設に転換した場合には、転換前の病院又は診療所の名称を引き続き使用できることとする。</u>
機能	要介護者に対し、「 <u>長期療養のための医療</u> 」と「 <u>日常生活上の世話（介護）</u> 」を一体的に提供する。（介護保険法上の介護保険施設だが、医療法上は医療提供施設として法的に位置づける。）
開設主体	地方公共団体、医療法人、社会福祉法人などの非営利法人等

☆ 現行の介護療養病床の経過措置期間については、6年間延長することとする。

※ 具体的な介護報酬、基準、転換支援策については、介護給付費分科会等で検討。

介護保険施設の比較

	介護療養病床	介護医療院		介護老人保健施設	特別養護老人ホーム
		I型	II型		
概要	療養病床を有する病院・診療所であって、 <u>長期療養を必要とする要介護者に対し、医学的管理の下における介護</u> その他の世話、必要な医療等を提供するもの	要介護高齢者の <u>長期療養・生活施設</u>		要介護者にリハビリ等を提供し、 <u>在宅復帰を目指す施設</u>	要介護者のための <u>生活施設</u>
設置根拠	<u>医療法（病院・診療所）</u>	医療法（医療提供施設） <u>介護保険法（介護医療院）</u>		介護保険法（介護老人保健施設）	老人福祉法（老人福祉施設）
配置	医師	48対1（3名以上）	医師：48対1（3名以上）	医師：100対1（1名以上）	健康管理及び療養上の指導のための必要な数
	看護職員	6対1（うち看護師2割以上）	看護職員：6対1（うち看護師2割以上）	看護職員：6対1	3対1
	介護職員	6対1～4対1（療養機能強化型では5対1～4対1）	介護職員：5対1～4対1	介護職員：6対1～4対1	
面積	6.4㎡以上	8.0㎡以上※1 ※2		8.0㎡以上※2	10.65㎡以上
設置期限	<u>H35年度末</u>	—	—	—	—

※1 多床室の場合でも、家具やバーテーション等による間仕切りの設置など、プライバシーに配慮した療養環境の整備を検討。

※2 大規模改修まで6.4㎡以上で可。

医療法施行条例の一部を改正する条例案の概要

医 務 薬 事 課

1 改正理由

医療法等の一部を改正する法律（平成29年法律第57号）による医療法（昭和23年法律第205号）の一部改正及び医療法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整理に関する政令（平成30年政令第230号）による医療法施行令（昭和23年政令第326号）の一部改正に伴い、所要の規定の整理を行う必要がある。

2 改正内容

引用する医療法及び医療法施行令の条項を改めることとする。（第5条関係）

3 施行期日

この条例は、医療法等の一部を改正する法律附則第1条第3号に掲げる規定の施行の日（平成30年12月1日）から施行することとする。

地方独立行政法人秋田県立病院機構への 財産の出資及び定款変更について

医務薬事課

1 変更の理由

脳・循環器疾患の包括的な医療提供体制の整備に伴い、脳血管研究センターの名称を変更するとともに、同センターに隣接する県有地を救急用通路などに充てる目的で県立病院機構へ出資するため、県からの出資に係る財産を追加する等、定款について所要の変更を行う必要がある。

2 変更内容

(1) 「秋田県立脳血管研究センター」の名称変更（第15条関係）

脳・循環器疾患の包括的な医療提供体制の整備に向け増築工事を進めている新棟が平成31年3月に供用を開始することに合わせ、同センターの名称を「秋田県立循環器・脳脊髄センター」に変更する。

<変更理由>

- 平成31年3月から本格的な脳・循環器疾患の包括的な診療を行うにあたり、県民に提供する医療内容を分かりやすく示す必要があるとともに、医療関係者からも同様の趣旨の意見が寄せられている。
- 脊髄・脊椎疾患については、平成26年7月から「脊髄脊椎外科診療部」を設置し、専門の医師2名が積極的な治療・研究を行っている。

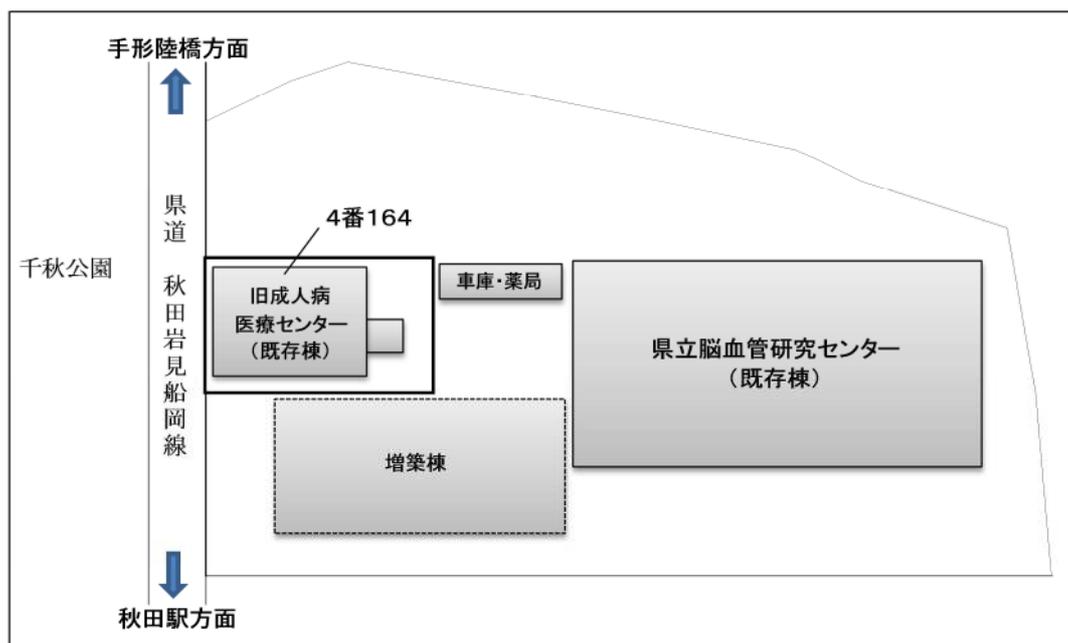
(2) 県からの出資に係る財産の追加等

① 旧成人病医療センター土地の出資（別表第1関係）

県有地である旧成人病医療センターの土地について、脳血管研究センターの救急用通路などに充てる目的で、県立病院機構の財産的基礎として出資するとともに、県からの出資に係る財産として別表第1に追加する。

区分	所在地	数量(m ²)	価額(円)
土地	秋田市千秋久保田町4番164	4,167.20	174,200,000

【参考】位置図



② 部長用公舎等の除却（別表第2関係）

法人設立時に県から承継した財産である部長用公舎（6戸）及び部長用公舎車庫について、建物の老朽化及び固定資産税等の経費削減のため、用途を廃止し解体処分したことに伴い、別表第2に「平成30年5月除却」と表示する。

※ 除却した部長用公舎等の土地（991.53㎡）については、今後、第三者に有償譲渡し、得られる収入を当該法人の累積欠損に補填することとしている。

3 定款変更日

総務大臣の認可のあった日とする。なお、脳血管研究センターの名称変更については、新棟運用予定日の平成31年3月1日からとする。

地方独立行政法人秋田県立病院機構定款 新旧対照表

変更後	変更前
<p>地方独立行政法人秋田県立病院機構定款</p> <p>目次</p> <p>第1章 総則（第1条－第6条）</p> <p>第2章 組織及び業務</p> <p>第1節 役員（第7条－第10条）</p> <p>第2節 理事会（第11条－第14条）</p> <p>第3節 業務及び執行（第15条－第17条）</p> <p>第3章 資本金等（第18条－第19条）</p> <p>第4章 雑則（第20条）</p> <p>第1章 総則</p> <p>（目的）</p> <p>第1条 この地方独立行政法人は、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号。以下「法」という。）に基づき、医療の提供、医療に関する調査及び研究等を行うことにより、秋田県の医療政策として求められる高度専門医療を提供し、並びに県域における医療水準の向上を図り、もって県民の健康の維持及び増進に寄与することを目的とする。</p> <p>（名称）</p> <p>第2条 この地方独立行政法人は、地方独立行政法人秋田県立病院機構（以下「法人」という。）と称する。</p> <p>（設立団体）</p> <p>第3条 法人の設立団体は、秋田県とする。</p> <p>（事務所の所在地）</p> <p>第4条 法人は、事務所を秋田市に置く。</p> <p>（法人の種別）</p> <p>第5条 法人は、特定地方独立行政法人以外の地方独立行政法人とする。</p> <p>（公告の方法）</p> <p>第6条 法人の公告は、秋田県公報に掲載して行う。ただし、天災その他やむを得ない事情により秋田県公報に掲載することができないときは、法人の事務所の掲示場に掲示してその掲載に代えることができる。</p>	<p>地方独立行政法人秋田県立病院機構定款</p> <p>目次</p> <p>第1章 総則（第1条－第6条）</p> <p>第2章 組織及び業務</p> <p>第1節 役員（第7条－第10条）</p> <p>第2節 理事会（第11条－第14条）</p> <p>第3節 業務及び執行（第15条－第17条）</p> <p>第3章 資本金等（第18条－第19条）</p> <p>第4章 雑則（第20条）</p> <p>第1章 総則</p> <p>（目的）</p> <p>第1条 この地方独立行政法人は、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号。以下「法」という。）に基づき、医療の提供、医療に関する調査及び研究等を行うことにより、秋田県の医療政策として求められる高度専門医療を提供し、並びに県域における医療水準の向上を図り、もって県民の健康の維持及び増進に寄与することを目的とする。</p> <p>（名称）</p> <p>第2条 この地方独立行政法人は、地方独立行政法人秋田県立病院機構（以下「法人」という。）と称する。</p> <p>（設立団体）</p> <p>第3条 法人の設立団体は、秋田県とする。</p> <p>（事務所の所在地）</p> <p>第4条 法人は、事務所を秋田市に置く。</p> <p>（法人の種別）</p> <p>第5条 法人は、特定地方独立行政法人以外の地方独立行政法人とする。</p> <p>（公告の方法）</p> <p>第6条 法人の公告は、秋田県公報に掲載して行う。ただし、天災その他やむを得ない事情により秋田県公報に掲載することができないときは、法人の事務所の掲示場に掲示してその掲載に代えることができる。</p>

変更後	変更前
<p>第2章 組織及び業務</p> <p>第1節 役員</p> <p>(定数)</p> <p>第7条 法人の役員として、理事長1人、副理事長1人、理事4人以内及び監事2人以内を置く。</p> <p>(職務及び権限)</p> <p>第8条 理事長は、法人を代表し、その業務を総理する。</p> <p>2 副理事長は、法人を代表し、理事長の定めるところにより、理事長を補佐して法人の業務を掌理する。</p> <p>3 副理事長は、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠員のときはその職務を行う。</p> <p>4 理事は、理事長の定めるところにより、理事長及び副理事長を補佐して法人の業務を掌理する。</p> <p>5 理事は、理事長があらかじめ指定した順序により、理事長及び副理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長及び副理事長が欠員のときはその職務を行う。</p> <p>6 監事は、法人の業務を監査する。この場合において、監事は、秋田県の規則に定めるところにより、監査報告を作成しなければならない。</p> <p>7 監事は、いつでも、役員（監事を除く。）及び職員に対して事務及び事業の報告を求め、又は法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。</p> <p>8 監事は、法人が次に掲げる書類を秋田県知事（以下「知事」という。）に提出しようとするときは、当該書類を調査しなければならない。</p> <p>一 法の規定による認可、承認及び届出に係る書類並びに報告書その他の総務省令で定める書類</p> <p>二 その他秋田県の規則で定める書類</p> <p>9 監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、理事長又は知事に意見を提出することができる。</p> <p>(任命)</p> <p>第9条 理事長及び監事は、知事が任命する。</p> <p>2 副理事長及び理事は、理事長が任命する。</p> <p>(任期)</p> <p>第10条 理事長及び副理事長の任期は4年とし、理事の任期は2年とする。</p> <p>2 監事の任期は、任命の日から、理事長の任期（補欠の理事長の任期を含む。）の末日を含む事業年度についての法第34条第1項に規定する財務諸表の承認の日までとする。</p> <p>3 補欠の役員又は増員により任命された役員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。</p> <p>4 役員は、再任されることができる。</p>	<p>第2章 組織及び業務</p> <p>第1節 役員</p> <p>(定数)</p> <p>第7条 法人の役員として、理事長1人、副理事長1人、理事4人以内及び監事2人以内を置く。</p> <p>(職務及び権限)</p> <p>第8条 理事長は、法人を代表し、その業務を総理する。</p> <p>2 副理事長は、法人を代表し、理事長の定めるところにより、理事長を補佐して法人の業務を掌理する。</p> <p>3 副理事長は、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠員のときはその職務を行う。</p> <p>4 理事は、理事長の定めるところにより、理事長及び副理事長を補佐して法人の業務を掌理する。</p> <p>5 理事は、理事長があらかじめ指定した順序により、理事長及び副理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長及び副理事長が欠員のときはその職務を行う。</p> <p>6 監事は、法人の業務を監査する。この場合において、監事は、秋田県の規則に定めるところにより、監査報告を作成しなければならない。</p> <p>7 監事は、いつでも、役員（監事を除く。）及び職員に対して事務及び事業の報告を求め、又は法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。</p> <p>8 監事は、法人が次に掲げる書類を秋田県知事（以下「知事」という。）に提出しようとするときは、当該書類を調査しなければならない。</p> <p>一 法の規定による認可、承認及び届出に係る書類並びに報告書その他の総務省令で定める書類</p> <p>二 その他秋田県の規則で定める書類</p> <p>9 監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、理事長又は知事に意見を提出することができる。</p> <p>(任命)</p> <p>第9条 理事長及び監事は、知事が任命する。</p> <p>2 副理事長及び理事は、理事長が任命する。</p> <p>(任期)</p> <p>第10条 理事長及び副理事長の任期は4年とし、理事の任期は2年とする。</p> <p>2 監事の任期は、任命の日から、理事長の任期（補欠の理事長の任期を含む。）の末日を含む事業年度についての法第34条第1項に規定する財務諸表の承認の日までとする。</p> <p>3 補欠の役員又は増員により任命された役員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。</p> <p>4 役員は、再任されることができる。</p>

変更後	変更前												
<p style="text-align: center;">第2節 理事会</p> <p>(設置及び構成)</p> <p>第11条 法人に理事会を置き、理事長、副理事長及び理事をもって構成する。</p> <p>(招集)</p> <p>第12条 理事会は、理事長が必要と認める場合にこれを招集する。 2 理事長は、副理事長、理事又は監事から会議の目的である事項を記載した書面を付して要求があったときは、理事会を招集しなければならない。</p> <p>(議事)</p> <p>第13条 理事会に議長を置き、理事長をもって充てる。 2 議長は、理事会を主宰する。 3 理事会は、構成員の過半数が出席しなければ開くことができない。 4 理事会の議事は、出席した構成員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。 5 監事は、理事会に出席して意見を述べることができる。</p> <p>(権限)</p> <p>第14条 次に掲げる事項は、理事会の議を経るものとする。 一 法により知事の認可又は承認を受けなければならない事項 二 年度計画に関する事項 三 予算の作成及び決算に関する事項 四 診療科その他の重要な組織の設置又は廃止に関する事項 五 重要な規程の制定又は改廃に関する事項 六 前各号に掲げるもののほか、理事長が定める重要事項</p> <p style="text-align: center;">第3節 業務及び執行</p> <p>(病院の名称及び所在地)</p> <p>第15条 法人が設置及び管理を行う病院の名称及び所在地は、次のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="145 1299 1079 1394"> <thead> <tr> <th>名 称</th> <th>所 在 地</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>秋田県立循環器・脳脊髄センター</td> <td>秋田県秋田市</td> </tr> <tr> <td>秋田県立リハビリテーション・精神医療センター</td> <td>秋田県大仙市</td> </tr> </tbody> </table>	名 称	所 在 地	秋田県立循環器・脳脊髄センター	秋田県秋田市	秋田県立リハビリテーション・精神医療センター	秋田県大仙市	<p style="text-align: center;">第2節 理事会</p> <p>(設置及び構成)</p> <p>第11条 法人に理事会を置き、理事長、副理事長及び理事をもって構成する。</p> <p>(招集)</p> <p>第12条 理事会は、理事長が必要と認める場合にこれを招集する。 2 理事長は、副理事長、理事又は監事から会議の目的である事項を記載した書面を付して要求があったときは、理事会を招集しなければならない。</p> <p>(議事)</p> <p>第13条 理事会に議長を置き、理事長をもって充てる。 2 議長は、理事会を主宰する。 3 理事会は、構成員の過半数が出席しなければ開くことができない。 4 理事会の議事は、出席した構成員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。 5 監事は、理事会に出席して意見を述べることができる。</p> <p>(権限)</p> <p>第14条 次に掲げる事項は、理事会の議を経るものとする。 一 法により知事の認可又は承認を受けなければならない事項 二 年度計画に関する事項 三 予算の作成及び決算に関する事項 四 診療科その他の重要な組織の設置又は廃止に関する事項 五 重要な規程の制定又は改廃に関する事項 六 前各号に掲げるもののほか、理事長が定める重要事項</p> <p style="text-align: center;">第3節 業務及び執行</p> <p>(病院の名称及び所在地)</p> <p>第15条 法人が設置及び管理を行う病院の名称及び所在地は、次のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="1135 1299 2069 1394"> <thead> <tr> <th>名 称</th> <th>所 在 地</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>秋田県立脳血管研究センター</td> <td>秋田県秋田市</td> </tr> <tr> <td>秋田県立リハビリテーション・精神医療センター</td> <td>秋田県大仙市</td> </tr> </tbody> </table>	名 称	所 在 地	秋田県立脳血管研究センター	秋田県秋田市	秋田県立リハビリテーション・精神医療センター	秋田県大仙市
名 称	所 在 地												
秋田県立循環器・脳脊髄センター	秋田県秋田市												
秋田県立リハビリテーション・精神医療センター	秋田県大仙市												
名 称	所 在 地												
秋田県立脳血管研究センター	秋田県秋田市												
秋田県立リハビリテーション・精神医療センター	秋田県大仙市												

変更後	変更前
<p>(業務の範囲)</p> <p>第16条 法人は、第1条に掲げる目的を達成するために、次に掲げる業務を行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> 一 医療を提供すること。 二 医療に関する調査及び研究を行うこと。 三 医療に関する技術者の研修を行うこと。 四 医療に関する地域への支援を行うこと。 五 災害時における医療救護を行うこと。 六 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。 <p>(業務の執行)</p> <p>第17条 法人の業務の執行に関し必要な事項は、この定款に定めるもののほか、業務方法書に定めるところによる。</p> <p>第3章 資本金等</p> <p>(資本金等)</p> <p>第18条 法人の資本金は、法第66条の2第1項の規定により秋田県から法人に対し出資されたものとされる金額とする。ただし、秋田県が法人の成立の日以後に法人に対して出資を行った場合、法人は、当該出資に係る財産の出資の日現在における時価を基準として秋田県が評価した価額により資本金を増加するものとする。</p> <p>2 秋田県からの出資に係る財産のうち土地及び建物は、別表第1及び別表第2に掲げるものとする。</p> <p>(残余財産の帰属)</p> <p>第19条 法人が解散した場合において、債務を弁済してなお残余財産があるときは、その残余財産は秋田県に帰属する。</p> <p>第4章 雑則</p> <p>(委任)</p> <p>第20条 この定款及び業務方法書に定めるもののほか、法人の運営に関し必要な事項は、法人の規程に定めるところによる。</p>	<p>(業務の範囲)</p> <p>第16条 法人は、第1条に掲げる目的を達成するために、次に掲げる業務を行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> 一 医療を提供すること。 二 医療に関する調査及び研究を行うこと。 三 医療に関する技術者の研修を行うこと。 四 医療に関する地域への支援を行うこと。 五 災害時における医療救護を行うこと。 六 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。 <p>(業務の執行)</p> <p>第17条 法人の業務の執行に関し必要な事項は、この定款に定めるもののほか、業務方法書に定めるところによる。</p> <p>第3章 資本金等</p> <p>(資本金等)</p> <p>第18条 法人の資本金は、法第66条の2第1項の規定により秋田県から法人に対し出資されたものとされる金額とする。ただし、秋田県が法人の成立の日以後に法人に対して出資を行った場合、法人は、当該出資に係る財産の出資の日現在における時価を基準として秋田県が評価した価額により資本金を増加するものとする。</p> <p>2 秋田県からの出資に係る財産のうち土地及び建物は、別表第1及び別表第2に掲げるものとする。</p> <p>(残余財産の帰属)</p> <p>第19条 法人が解散した場合において、債務を弁済してなお残余財産があるときは、その残余財産は秋田県に帰属する。</p> <p>第4章 雑則</p> <p>(委任)</p> <p>第20条 この定款及び業務方法書に定めるもののほか、法人の運営に関し必要な事項は、法人の規程に定めるところによる。</p>

変更後	変更前
<p>附 則 この定款は、法人の成立の日から施行する。</p> <p>附 則 この定款は、総務大臣の認可のあった日から施行する。</p> <p>附 則 (施行期日) 1 この定款は、平成30年4月1日から施行する。 (経過措置) 2 この定款の施行の際現に監事である者の任期（補欠の監事の任期を含む。）については、改正後の第10条第2項の規定にかかわらず、なお従前の例による。 3 この定款の施行の日の翌日以後最初に任命される監事（補欠の監事を除く。）の任期に係る改正後の第10条第2項の規定の適用については、同項中「理事長の任期（補欠の理事長の任期を含む。）」とあるのは、「同日において理事長である者の任期」とする。</p> <p>附 則 この定款は、総務大臣の認可のあった日から施行する。ただし、第15条の改正規定、別表第1の改正規定（「脳血管研究センター」を「循環器・脳脊髄センター（平成31年3月「脳血管研究センター」から名称変更）」に改める部分に限る。）及び別表第2の改正規定（「脳血管研究センター」を「循環器・脳脊髄センター（平成31年3月「脳血管研究センター」から名称変更）」に改める部分に限る。）は平成31年3月1日から施行する。</p>	<p>附 則 この定款は、法人の成立の日から施行する。</p> <p>附 則 この定款は、総務大臣の認可のあった日から施行する。</p> <p>附 則 (施行期日) 1 この定款は、平成30年4月1日から施行する。 (経過措置) 2 この定款の施行の際現に監事である者の任期（補欠の監事の任期を含む。）については、改正後の第10条第2項の規定にかかわらず、なお従前の例による。 3 この定款の施行の日の翌日以後最初に任命される監事（補欠の監事を除く。）の任期に係る改正後の第10条第2項の規定の適用については、同項中「理事長の任期（補欠の理事長の任期を含む。）」とあるのは、「同日において理事長である者の任期」とする。</p> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/>

変更後					変更前				
別表第1（第18条関係）					別表第1（第18条関係）				
資産の種別	施設	所在地	地目	地積（㎡）	資産の種別	施設	所在地	地目	地積（㎡）
土地	循環器・脳脊髄センター （平成31年3月「脳血管研究センター」から名称変更）	秋田市千秋久保田町4番109	宅地	14,092.28	土地	脳血管研究センター	秋田市千秋久保田町4番109	宅地	14,092.28
		秋田市広面字釣瓶町100番2	宅地	3,205.62			秋田市広面字釣瓶町100番2	宅地	3,205.62
		秋田市広面字釣瓶町98番5	用悪水路	25.00			秋田市広面字釣瓶町98番5	用悪水路	25.00
		秋田市広面字家ノ下4番2	宅地	991.53			秋田市広面字家ノ下4番2	宅地	991.53
		秋田市千秋久保田町4番163	宅地	1,308.71			秋田市千秋久保田町4番163	宅地	1,308.71
		秋田市千秋久保田町4番164	宅地	4,167.20					
		秋田市千秋久保田町4番172	宅地	3,846.69			秋田市千秋久保田町4番172	宅地	3,846.69
	リハビリテーション・精神医療センター	大仙市協和上淀川字五百刈田317番1	原野	18,107.18	リハビリテーション・精神医療センター	大仙市協和上淀川字五百刈田317番1	原野	18,107.18	
		大仙市協和上淀川字五百刈田352番1	宅地	49,185.57		大仙市協和上淀川字五百刈田352番1	宅地	49,185.57	
		大仙市協和上淀川字五百刈田356番	原野	11,127.75		大仙市協和上淀川字五百刈田356番	原野	11,127.75	
		大仙市協和上淀川字五百刈田404番1	雑種地	381.14		大仙市協和上淀川字五百刈田404番1	雑種地	381.14	
		大仙市協和上淀川字五百刈田415番	雑種地	20,135.92		大仙市協和上淀川字五百刈田415番	雑種地	20,135.92	
		大仙市協和上淀川字五百刈田451番	雑種地	99,463.16		大仙市協和上淀川字五百刈田451番	雑種地	99,463.16	
		大仙市協和上淀川字五百刈田527番	宅地	9,564.32		大仙市協和上淀川字五百刈田527番	宅地	9,564.32	
		大仙市協和上淀川字五百刈田544番	雑種地	37,180.72		大仙市協和上淀川字五百刈田544番	雑種地	37,180.72	
		秋田市御所野元町三丁目4番1	宅地	248.32		秋田市御所野元町三丁目4番1	宅地	248.32	
		秋田市御所野元町三丁目4番2	宅地	227.72		秋田市御所野元町三丁目4番2	宅地	227.72	
		秋田市御所野元町三丁目4番3	宅地	239.99		秋田市御所野元町三丁目4番3	宅地	239.99	
		秋田市御所野元町三丁目4番4	宅地	239.74		秋田市御所野元町三丁目4番4	宅地	239.74	
		秋田市御所野元町三丁目4番5	宅地	249.69		秋田市御所野元町三丁目4番5	宅地	249.69	
		秋田市御所野元町三丁目4番6	宅地	236.59		秋田市御所野元町三丁目4番6	宅地	236.59	
		秋田市御所野元町三丁目4番7	宅地	236.44		秋田市御所野元町三丁目4番7	宅地	236.44	
		秋田市御所野元町三丁目4番8	宅地	250.13		秋田市御所野元町三丁目4番8	宅地	250.13	
		秋田市御所野元町三丁目4番9	宅地	240.04		秋田市御所野元町三丁目4番9	宅地	240.04	
		秋田市御所野元町三丁目4番10	宅地	239.44		秋田市御所野元町三丁目4番10	宅地	239.44	
		秋田市御所野元町三丁目4番11	宅地	228.88		秋田市御所野元町三丁目4番11	宅地	228.88	
		秋田市御所野元町三丁目4番12	宅地	232.86		秋田市御所野元町三丁目4番12	宅地	232.86	

変更後						変更前					
別表第2（第18条関係）						別表第2（第18条関係）					
資産の種類別	施設	施設名	所在地	構造	延床面積 (㎡)	資産の種類別	施設	施設名	所在地	構造	延床面積 (㎡)
建物	循環器・脳脊髄センター （平成31年3月「脳血管研究センター」から名称変更）	本棟及びガンマナイフ棟	秋田市千秋久保田町6番10号	鉄骨・鉄筋コンクリート造7階建	17,208.93	建物	脳血管研究センター	本棟及びガンマナイフ棟	秋田市千秋久保田町6番10号	鉄骨・鉄筋コンクリート造7階建	17,208.93
		車庫棟	秋田市千秋久保田町6番10号	鉄筋コンクリート造平屋建	180.00			車庫棟	秋田市千秋久保田町6番10号	鉄筋コンクリート造平屋建	180.00
		単身用公舎	秋田市広面字釣瓶町100番地2	鉄筋コンクリート造2階建	631.79			単身用公舎	秋田市広面字釣瓶町100番地2	鉄筋コンクリート造2階建	631.79
		単身用公舎物置	秋田市広面字釣瓶町100番地2	木造平屋建	42.12			単身用公舎物置	秋田市広面字釣瓶町100番地2	木造平屋建	42.12
		単身用公舎車庫	秋田市広面字釣瓶町100番地2	鉄骨造平屋建	117.18			単身用公舎車庫	秋田市広面字釣瓶町100番地2	鉄骨造平屋建	117.18
		世帯用公舎	秋田市広面字釣瓶町100番地2	鉄筋コンクリート造2階建	735.84			世帯用公舎	秋田市広面字釣瓶町100番地2	鉄筋コンクリート造2階建	735.84
		世帯用公舎物置	秋田市広面字釣瓶町100番地2	木造平屋建	52.92			世帯用公舎物置	秋田市広面字釣瓶町100番地2	木造平屋建	52.92
		世帯用公舎車庫	秋田市広面字釣瓶町100番地2	鉄骨造平屋建	104.16			世帯用公舎車庫	秋田市広面字釣瓶町100番地2	鉄骨造平屋建	104.16
		部長用公舎 （平成30年5月除却）	秋田市広面字家ノ下5番地	木造2階建	118.41			部長用公舎	秋田市広面字家ノ下5番地	木造2階建	118.41
		部長用公舎 （平成30年5月除却）	秋田市広面字家ノ下5番地	木造2階建	118.41			部長用公舎	秋田市広面字家ノ下5番地	木造2階建	118.41
		部長用公舎 （平成30年5月除却）	秋田市広面字家ノ下5番地	木造2階建	118.41			部長用公舎	秋田市広面字家ノ下5番地	木造2階建	118.41
		部長用公舎 （平成30年5月除却）	秋田市広面字家ノ下4番地2	木造2階建	118.13			部長用公舎	秋田市広面字家ノ下4番地2	木造2階建	118.13
		部長用公舎 （平成30年5月除却）	秋田市広面字家ノ下4番地2	木造2階建	118.13			部長用公舎	秋田市広面字家ノ下4番地2	木造2階建	118.13
		部長用公舎 （平成30年5月除却）	秋田市広面字家ノ下4番地2	木造2階建	118.13			部長用公舎	秋田市広面字家ノ下4番地2	木造2階建	118.13
部長用公舎車庫 （平成30年5月除却）	秋田市広面字家ノ下5番地	木造平屋建	23.18	部長用公舎車庫	秋田市広面字家ノ下5番地	木造平屋建	23.18				

変更後						変更前						
資産の種別	施設	施設名	所在地	構造	延床面積 (㎡)	資産の種別	施設	施設名	所在地	構造	延床面積 (㎡)	
リハビリテーション・精神医療センター		部長用公舎車庫 (平成30年5月除却)	秋田市広面字家ノ下5番地	木造平屋建	23.18			部長用公舎車庫	秋田市広面字家ノ下5番地	木造平屋建	23.18	
		部長用公舎車庫 (平成30年5月除却)	秋田市広面字家ノ下5番地	木造平屋建	23.18			部長用公舎車庫	秋田市広面字家ノ下5番地	木造平屋建	23.18	
		部長用公舎車庫 (平成30年5月除却)	秋田市広面字家ノ下4番地2	木造平屋建	23.18			部長用公舎車庫	秋田市広面字家ノ下4番地2	木造平屋建	23.18	
		部長用公舎車庫 (平成30年5月除却)	秋田市広面字家ノ下4番地2	木造平屋建	23.18			部長用公舎車庫	秋田市広面字家ノ下4番地2	木造平屋建	23.18	
		部長用公舎車庫 (平成30年5月除却)	秋田市広面字家ノ下4番地2	木造平屋建	23.18			部長用公舎車庫	秋田市広面字家ノ下4番地2	木造平屋建	23.18	
			管理棟及び病棟	大仙市協和上淀川字五百刈田352番地	鉄筋コンクリート造3階建	23,340.13			管理棟及び病棟	大仙市協和上淀川字五百刈田352番地	鉄筋コンクリート造3階建	23,340.13
			除雪車格納庫	大仙市協和上淀川字五百刈田352番地	鉄骨造一部鉄筋コンクリート造平屋建	121.00			除雪車格納庫	大仙市協和上淀川字五百刈田352番地	鉄骨造一部鉄筋コンクリート造平屋建	121.00
			車庫棟	大仙市協和上淀川字五百刈田352番地	鉄筋コンクリート造平屋建	153.60			車庫棟	大仙市協和上淀川字五百刈田352番地	鉄筋コンクリート造平屋建	153.60
			作業農園器具庫	大仙市協和上淀川字五百刈田352番地	木造平屋建	40.50			作業農園器具庫	大仙市協和上淀川字五百刈田352番地	木造平屋建	40.50
			グラウンド用具庫	大仙市協和上淀川字五百刈田352番地	木造平屋建	155.52			グラウンド用具庫	大仙市協和上淀川字五百刈田352番地	木造平屋建	155.52
			単身用公舎北棟	大仙市協和上淀川字五百刈田527番地	鉄筋コンクリート造3階建	1,304.85			単身用公舎北棟	大仙市協和上淀川字五百刈田527番地	鉄筋コンクリート造3階建	1,304.85
			単身用公舎南棟	大仙市協和上淀川字五百刈田527番地	鉄筋コンクリート造3階建	1,550.12			単身用公舎南棟	大仙市協和上淀川字五百刈田527番地	鉄筋コンクリート造3階建	1,550.12
			世帯用公舎	秋田市御所野元町三丁目4番3号	木造2階建	121.47			世帯用公舎	秋田市御所野元町三丁目4番3号	木造2階建	121.47
			世帯用公舎	秋田市御所野元町三丁目4番4号	木造2階建	103.30			世帯用公舎	秋田市御所野元町三丁目4番4号	木造2階建	103.30
			世帯用公舎	秋田市御所野元町三丁目4番6号	木造2階建	103.30			世帯用公舎	秋田市御所野元町三丁目4番6号	木造2階建	103.30
世帯用公舎	秋田市御所野元町三丁目4番7号	木造2階建	103.30	世帯用公舎	秋田市御所野元町三丁目4番7号	木造2階建	103.30					

変更後						変更前					
資産の種別	施設	施設名	所在地	構造	延床面積 (㎡)	資産の種別	施設	施設名	所在地	構造	延床面積 (㎡)
		世帯用公舎	秋田市御所野元町三丁目4番8号	木造2階建	103.30			世帯用公舎	秋田市御所野元町三丁目4番8号	木造2階建	103.30
		世帯用公舎	秋田市御所野元町三丁目4番9号	木造2階建	121.47			世帯用公舎	秋田市御所野元町三丁目4番9号	木造2階建	121.47
		世帯用公舎	秋田市御所野元町三丁目4番16号	木造2階建	103.57			世帯用公舎	秋田市御所野元町三丁目4番16号	木造2階建	103.57
		世帯用公舎	秋田市御所野元町三丁目4番18号	木造2階建	103.57			世帯用公舎	秋田市御所野元町三丁目4番18号	木造2階建	103.57
		世帯用公舎	秋田市御所野元町三丁目4番19号	木造2階建	103.57			世帯用公舎	秋田市御所野元町三丁目4番19号	木造2階建	103.57
		世帯用公舎	秋田市御所野元町三丁目4番20号	木造2階建	103.57			世帯用公舎	秋田市御所野元町三丁目4番20号	木造2階建	103.57